

事業所に対する適正排出指導について

事業系ごみの適正な排出及び処理については、事業者の責務であり、自己処理の原則に基づいて処理することとなっている。ただし、現在、区では資源とごみの量が1日当たり50kg未満の事業者で自ら処理することが困難な場合に限り有料で収集を行っている。

しかし、平成26年度に区が実施した「目黒区一般廃棄物処理基本計画改定に向けた基礎調査報告書」の結果や事業系有料ごみ処理券の収入金額の推移を見ると、事業系有料ごみ処理券の適正貼付のさらなる徹底が必要な状況である。

これらを踏まえ、区では目黒区一般廃棄物処理基本計画（平成28年3月）に基づき、快適で誇りのもてる循環型のまちの実現に向けて、事業所に対するごみの適正排出指導に引き続き取り組んでいるところである。

さらに、平成29年7月からは、区内の全事業所を対象に巡回指導を計画的に実施している。

記

1 対象

区内全事業所

（事業所数：12,211「平成26年経済センサス - 基礎調査」）

2 取組内容

処理方法や集積所及び事業系古紙登録などについて、聞き取り調査を行うとともに適正排出指導を行う。

3 取組状況

平成29年7月～9月の取組状況は以下のとおりである。

訪問した事業所	廃棄物処理方法 聞き取り調査	ビラ配布による 排出指導※1	不適正な排出 事業者への指導※2
1,433	1,158	118	34

※1 3回訪問して不在だった事業所に対し実施。（最低3回は訪問を実施）

※2 聞き取り調査後、区収と回答した事業所の排出状況を確認し、不適正な事業所に対し指導を実施。

4 その他の取り組み

- (1) 公益社団法人 東京都宅地建物取引業協会目黒区支部役員会（4月）、
研修会（9月）で事業系ごみの適正処理について説明
- (2) 目黒区商店街連合会理事会で事業所に対する適正排出指導について説明（6月）
- (3) 上記（1）（2）の他、目黒区産業連合会に事業系ごみパンフレットを
配布

5 今後の予定

引き続き、区内事業所への適正排出指導を行う。

以 上